

新人議員研修 報告書

研修者	渡邊知之
日時	令和元年8月7日～9日
場所	滋賀県大津市全国市町村国際文化研修所
テーマ	令和元年度市町村議会議員研修
対応者 (講師)	静岡県立大学経営情報学部教授 小西敦氏 全国市議会議長会調査広報部副部長 本橋謙治氏 明治大学名誉教授 中邨章氏
概要	
地方自治制度と地方議会	
日本国憲法 93 条	
地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。	
<ul style="list-style-type: none">・議会の地位 最高意思を決定する機関。・議会の組織 議員定数は条例で定める。兼職・兼業の禁止、任期など・議会の権限 議決権、政務活動費など・議会の運営 招集、会期、会議、通年議会制、除名など・議員の失職 辞職、失職、解散など	
議会と議員、議員の身分と職責、議会活動について	
<ol style="list-style-type: none">1. 地方議会の活動期間 本会議、委員会2. 地方議会の会議と招集 定例会、臨時会、通年議会、招集権、質疑、表決など3. 地方議会の議員の法的地位4. 議員（議会）の職責 議決権行使、審議拒否、議会運営委員会など5. 議員の権限行使における留意点 資料請求権、調査権、動議、守秘義務など	
地方議会の活性化と議員の役割	
<ul style="list-style-type: none">・地方議会人の平均像・議会改革の足跡と課題 定数と報酬・地方議会は何故、評価されないか 2元制と代議制・政策イノベーション 人口減少、防災と危機管理・政策創造の技法	
所感	
全国の新人議員の方々と交流し共通の課題などを認識できた。演習での意見交換はほかの議員の方々の意見を聞くことができ参考になった。また基本的な議員の役割や職責、議会の活性化の仕方など、今回の研修で学んだことをこれからの議員活動に活かしていきたい。しかし、多くの新人議員の方々から意見が出た、一般質問の仕方、具体的な取り組み方についての講義はなかったので残念だった。	
—作成者 渡邊知之—	